

令和3年度 第10回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年1月20日（木）13時30分～14時35分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	岩渕省一	○	
		次長	菅原正宏	○	
		主任主査	平沢梢枝	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について
 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 報告第27号 農地使用貸借の合意解約の届出について
 報告第28号 非農地通知の取消しについて

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第35号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
 議案第36号 平泉農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について
 議案第37号 「平泉町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和3年度第10回平泉町農業委員会総会を始めます。
委員総数7名中、7名全員出席。よって、会議は成立しております。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、3番委員、4番委員の両名を指名します。会議
書記には、事務局の菅原次長、平沢主任主査にお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 岩淵局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長
説明願います。
- 岩淵局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について」、
事務局説明願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 死亡による相続5件です。
- 議長 ただいまの「報告第25号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第25号」を終わります。
議長 次に、「報告第26号 農地法第18条第6項の規定による届出について」、
事務局説明願います。
- 平沢主任主査 (提出議案の朗読、説明)
- 話し合いによる合意解約4件です。
- 議長 ただいまの「報告第26号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第26号」を終わります。
議長 次に、「報告第27号 農地使用貸借の合意解約の届出について」、事務局説
明願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 第三者に貸し付けるための合意解約1件と話し合いによる合意解約1件です。
- 議長 ただいまの「報告第27号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第27号」を終わります。
議長 次に、「報告第28号 非農地通知の取消しについて」、事務局説明願います。
- 菅原次長 (報告案件の朗読、説明)
- 対象農地は、9月8日に実施した農地パトロールで非農地判定された農地です。
その調査に基づき10月6日に非農地手続きの勧奨通知を発送し、10月8日に
ご本人が来庁し証明願を受理しました。このことから、先月の総会で可決決定を

受けて非農地決定通知を同日発送しました。ところが、12月28日にご本人が来庁され、耕作をしているので決定を取り下げしてほしい旨を相談されました。

現地確認の詳細は、農業委員さんから報告があると思われませんが、現況の農地と地図の見間違いであったことから、非農地決定の取消しと思われま

議長 それでは現地調査をした委員、6番委員。

6番委員 1月13日に、5番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。事務局からの説明のとおり、対象農地を再度確認しましたが、願出人の申出どおり稲株の痕跡があったことから水稻の作付をしている状況でした。見誤りがあったことから、非農地決定の取消しと思われま

議長 暫時休憩します。(13:48)

議長 再開します。(13:49)

議長 ただいまの「第28号」について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、「第28号」を終わります。

議長 それでは議案審議に入ります。「議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局説明願います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

所有権移転1件と賃貸借設定1件で、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長 それでは現地調査をした委員、6番委員。

6番委員 1月13日に、5番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。所有権10につきましては、水田及び畑地の現況も良好でした。賃貸借6、田としての貸し借りなので問題ありません。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

議長 次に、「議案第35号 農業経営改善計画の認定に係る意見について」、事務局説明願います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

今回は更新4件の申請ですが、農業所得及び農業用施設、農用地面積等の目標が現行より上回る計画として十分成り立っていると考えま。ご審議をお願いいたします。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議長 発言がないようですので採決いたします。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり意見なしと決定します。

議長 次に、「議案第36号 平泉農業振興地域整備計画の変更案に係る意見につい

て」、事務局説明願います。

菅原次長 (提出案件の朗読、説明)

前回の平成28年度見直し後、平泉スマートインターチェンジの完成等、情勢を反映した変更となっております。

面積については、スマートインターチェンジ建設用地及び周辺駐車場と国、県、町による公共事業に伴う転用、農地パトロールの調査結果と申請のあった個別申請について除外しております。

議 長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議 長 発言がないようですので採決いたします。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、原案のとおり意見なしと決定します。

議 長 次に、「議案第37号 平泉町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」、事務局説明願います。

平沢主任主査 (提出案件の朗読、説明)

今回の変更についての理由として、県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が令和3年3月に変更があったことから、町もそれに合わせて町の方針も変更するものです。

なお、県が定める基本方針は、国の「食料・農業・農村基本計画」を参考とすることとされており、新たな基本計画を踏まえて変更されました。

特に、農業委員会にも関わりますが、令和2年度より農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業、及び農地中間管理機構の特例事業へ一本化による基本構想の変更であります。

議 長 暫時休憩します。(14:27)

議 長 再開します。(14:33)

議 長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議 長 発言がないようですので採決いたします。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、原案のとおり意見なしと決定します。

これをもちまして、令和3年度第10回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦労様でした。

(14時35分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉賢一 ⑩

署名人 3番 青木長男 ⑩

署名人 4番 千葉力男 ⑩